

訪問看護ステーションあすなろ指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護事業運営規定

(事業の目的)

第1条 株式会社トラネス(以下「本事業者」という)が設置する訪問看護ステーションあすなろ(以下「本事業所」という)において実施する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本事業所が実施する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護は、利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

2 利用者の要介護状態または要支援状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態または要支援状態となることの予防に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。

3 健康保険法に基づく指定訪問看護の場合において、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者の療養上妥当適切に行い日常生活の充実に資するようにするとともに、漫然かつ画一的なものとならないよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。

4 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

5 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、保険医療サービス、及び福祉サービスを提供するものとの連携に努めるものとする。

6 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅支援事業者へ情報の提供を行うものとする。

7 本事業者は、自らその提供する訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

8 前7項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設

備及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第37号)及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年厚生省令第35号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 訪問看護ステーションあすなろ

(2) 所在地 長崎県長崎市西山4丁目474番6

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 本事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者:看護師1名(兼務)

管理者は、主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の実施に関し、本事業所の従業者に対して遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 看護師6名以上

看護職員は主治医の指示書と居宅サービス計画(以下「ケアプラン」という。)に沿って訪問看護計画書を作成し当該計画に基づき指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供し、実施事項等を訪問看護報告書として作成する。

(3) 理学療法士:3名以上

理学療法士は、主治医の指示書と居宅サービス計画(以下「ケアプラン」という。)に沿って看護職員と連携し訪問看護計画書を作成し当該計画に基づき指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護(理学療法)を提供し、実施事項等を訪問看護報告書として作成する。

(4) 作業療法士1名以上

作業療法士は、主治医の指示書と居宅サービス計画(以下「ケアプラン」という。)に沿って看護職員と連携し訪問看護計画書を作成し当該計画に基づき指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護(作業療法)を提供し、実施事項等を訪問看護報告書として作成する。

(5) 事務員1名以上

訪問看護ステーションにおける介護報酬の請求業務・他事業所との書類等の送付受取り及び他事務作業等の業務を行う。

訪問看護ステーションあすなろ指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護事業運営規定

(営業日および営業時間)

第5条 本事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜日から土曜日までとする。
ただし、1月1日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間：午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間：午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (4) 連絡体制など：24時間常時電話等による連絡相談等が可能な体制とし、必要に応じた適切な対応ができる体制とする。

(指定訪問看護の内容)

第6条 本事業で行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護は利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。

2 訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明と当該計画書の交付

計画書には、利用者の希望、主治医の指示書及びケアプラン、心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載し、利用者提供する。

サービス内容：病状・障害の観察、清拭・洗髪等による清潔の保持、療養上の世話、床ずれの予防・処置、リハビリテーション、ターミナルケア、認知症患者の看護、療養生活や介護方法の指導、カテーテル等の管理、その他医師の指示による医療処置

3 訪問看護計画書に基づく指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護

4 訪問看護報告書の作成

5 主治医、地域包括センター等関係者との必要な連携

(利用料等)

第7条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生省告示第19号)および「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年2月10日厚生省告示第127号)によるものとし、当該指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、利用者毎の介護保険負担割合証に準ずる額の支払いを受けることとする。

2 健康保険法に基づく指定訪問看護を提供した場合、健康保

険法等に規定する基本利用料の支払いを利用者から受けるものとする。

3 介護保険及び健康保険外の訪問看護の利用は、本人及び家族の同意を得たうえで事業を実施し、利用料は全額利用者負担となる。

4 事業の実施における交通費は原則として徴収しない。

5 健康保険に基づく指定訪問看護の利用の際、その他利用料として次の支払いを受ける。

(1) 死後の処置料：11,000円(税込)

6 前5項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料に(個別の費用ごとに区分)について記載した請求書、領収書を交付する。

7 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容、利用料、その他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書を交付して説明を行い、署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の実施地域は、長崎市(離島を除く)時津町、長与町とする。

(緊急時における対応法)

第9条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の実施中に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者にかかる居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第10条 本事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待を防止するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を行う。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

訪問看護ステーションあすなろ指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護事業運営規定

- (3) 従業者に対し、虐待のための研修を定期的実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者をおく。
- 2 本事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護するもの)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(衛生管理等)

- 第 11 条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
- 2 事業所は事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じる。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底をする。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

- 第 12 条 本事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じる。
- (1) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(苦情処理)

- 第 13 条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 本事業所は、提供した指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護に関し、法第 23 条の規定により市町村が行う文章その他の物件の提出若しくは掲示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当

該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 本事業所は、提供した指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(記録の整備)

- 第 14 条 本事業所は、従業者、設備、備品、及び会計に関する諸記録を整備する。
- 2 本事業所は、利用者に対する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存するものとする。
- (1) 主治の医師による指示の文書
- (2) 訪問看護計画書
- (3) 訪問看護報告書
- (4) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (5) 市町村への通知に係る記録
- (6) 苦情の内容等の記録
- (7) 事故の状況及び当該事故に際して実施した処置の記録
- 3 前項の規定によるほか、本事業所は、居宅介護サービス費の支払いを受けた日から 5 年間、当該居宅介護サービス費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録並びに前項第 1 号、第 2 号、及び第 4 号に掲げる記録を保存するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

- 第 15 条 本事業所は、従事者の資質向上のために研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
- (1) 採用時研修:採用後 1 か月以内
- (2) 年 6 回以上の業務研修
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 本事業所の従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供をさせないものとする。
- 5 この規定に定める事項の外運営に関する事項は本事業者と本事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

訪問看護ステーションあすなろ指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護事業運営規定

附則

この規定は平成31年2月1日から施行する。

この規定は、令和2年3月1日から改正する。

この規定は、令和2年11月1日から改正する。

この規定は、令和3年4月1日から改正する。

この規定は、令和4年4月1日から改正する。

この規定は、令和5年5月1日から改正する。

この規定は、令和6年4月1日から改正する。

この規定は、令和6年6月1日から改正する。